在宅医療設備を応援します！

令和8年度

在宅医療設備整備支援事業

申請受付中！

最大 **50万円** 補助

在宅医療に取り組む
病院・診療所・歯科診療所・薬局・訪問看護ステーション
の皆様へ

- **補助対象**は**在宅医療の提供に必要な設備整備**（医療機器等の購入及びその設置に関する工事）に係る経費の一部
- **複数製品**の導入も補助対象です！

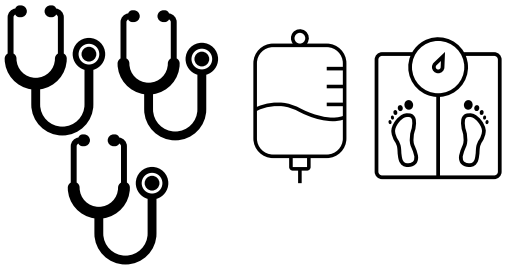

異なる機器の組み合わせ、同じ製品を複数購入する場合も補助対象！

※訪問車両、機器のメンテナンス等に要する経費は対象外

補助内容

1医療機関につき補助対象となる経費（備品購入費）の2分の1（上限額50万円）
※対象経費が20万未満の場合は対象外です。
交付決定後から令和9（2027）年1月15日までに購入・精算が終わる必要があります。

希望される設備・製品が補助対象となるか悩まれる場合は、事前に御相談ください。

申請期限
令和8年8月31日（月）

これまでの実績（一例）

病院・一般診療所	歯科診療所	薬局	訪問看護ステーション
・携帯型超音波装置 ・電子カルテ（導入） ・輸液ポンプ ・携帯型心電図 ・携帯型内視鏡 ・救急セット	・ポータブル歯科用X線装置 ・訪問歯科診療ユニット ・口腔内撮影カメラ	・持続皮下注用PCAポンプ ・クリーンベンチ	・血圧計 ・吸引器 ・サチュレーション ・点滴台 ・聴診器

【お問い合わせ・申請窓口】
栃木県保健福祉部医療政策課　在宅医療・介護連携担当
〒320-8501　宇都宮市塙田1-1-20　県庁舎本館4階
TEL　028-623-3046
✉ zaikairenkei@pref.tochigi.lg.jp

事業の詳細は
栃木県ホームページを
御確認ください

栃木県　在宅医療設備整備

検索